

(別表5) 構造設備の各部についての仕様の基準 (共用設備)

構造設備		仕様の基準に関する留意事項
生活サービス施設	食事を提供する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者定員及び車いすでの利用等入居者の要介護度の程度を勘案し、適切な広さ及び座席数を確保すること。 ・衛生面に十分配慮した構造設備とすること。 ・採光に配慮すること。 ・手指を洗浄する設備を設けること。 ・3階以上に設置の場合は、消防法の規定要件を満たすこと。
	厨 房	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面に十分配慮した構造設備とすること。
	浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての居室（一般居室及び介護居室）に浴室がある場合を除き、必ず設けること。 ・公衆衛生法及び関係基準に準じて、衛生管理を行うこと。 ・適切な深さの浴槽で、すべりにくく安全な材質とすること。 ・手すり、スロープを設置し、入浴しやすさに配慮すること。 ・3階以上に設置の場合は、消防法の規定要件を満たすこと。 ・一般浴槽のほか、ねたきり等心身の状況に対応した特別浴槽を設けること。
	水洗便所	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての居室（一般居室、介護居室）に便所がある場合を除き、必ず設置すること。 ・入居者定員及び入居者の要介護の程度を勘案し各階ごとに男女別に福祉のまちづくり条例施行規則別表3第1－9便所の整備基準に合致する便所を設けること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・介護居室のある階ごとに設置すること。 ・位置、形状等使いやすさに配慮すること。 ・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とする。
	洗 濯 室	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、乾燥機等を設置すること。
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・感染源となり得るものは、区分して処理できる構造とすること。
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・2階以上の施設については、エレベーターを設置すること。 ・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタンの位置、使いやすさ等に配慮すること。

構造設備		仕様の基準に関する留意事項
生活サービス施設	館内放送設備	・非常通報のできる設備を設けること。
	自家発電設備	・非常時対応が可能な設備を設けること。
	日常サービス施設	・日常生活の利便が確保されるよう、必要に応じ設置すること。
	電 話	・入居者が利用することができるものを設置すること。
	ナースコール等通報装置	・必要に応じ、リズムセンサーを設置すること。
管理設備	事 務 室 宿 直 室 倉 庫	
コミュニケーション設備	集 会 室 (談話室)	・入居者だけではなく、地域の住民や団体等も気軽に利用できるものとする。
	外来者宿泊室	・外来者が宿泊できる部屋を設けること。
	家族面談室	
健康管理及び介護関連施設	医 務 室	・医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 16 条に規定する診療所の基準に適合したものとする。なお、やむを得ず診療所の開設許可を受けることができない場合は医務室の設置は不要とする。
	機能訓練室	・機能回復訓練に必要な機器、備品を備えること。 ・3 階以上に設置の場合は、消防法に定める要件を満たすこと。 ・面積は食堂と合わせて 1 人 3 m ² 以上確保するよう努めること。
	ケアステーション（介護職員室・看護職員室）	・看護職員、介護職員が常時対応できる設備を設けること。
	一時介護室	・入居者が一時的に介護をうけるための室であり、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 46 号）における居室の設備基準を満たしたものとすほか、次のことに留意すること。

構造設備		仕様の基準に関する留意事項
健康管理 及び介護 関連施設	一時介護室	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応ができるようケアステーションに近接して設けること。 ・入室者1人当たりの居室面積は、10.65㎡以上とすること。 ・構造設備、仕様については、介護居室に準じること。 ・一時介護室の定員は、入居定員と入居者の年齢構成、将来における要介護者数の見込み、ホームにおいて提供する介護サービスの内容、職員体制等を総合的に勘案して適切に確保すること。